

令和5年第 2回 総会
2月

白井市農業委員会会議録

令和5年2月7日 開会

令和5年2月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和5年2月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和4年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の既定による生産緑地の取得あっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

3月の事前審査会、総会の日程について

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ・申請受付締め切り | 2月21日火曜日 |
| ・事前審査会（案） | 2月28日火曜日 |
| 第2班 | 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2 |
| ・総 会（案） | 3月 7日火曜日 |
| | 午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2・3 |

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和5年2月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

毎日寒い日が続いております。

今日はちょっと暖かいですが、委員の皆様方には風邪等引かないよう、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和5年2月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番、海老原 清委員、1番、伊藤 治委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので
提出いたします。

令和5年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、清戸字北堀込の1筆です。

地目、現況とも畑です。

地積は163平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は191アール。

義務者も記載のとおりです。

事由が所有権の移転です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員

1班班長、山崎です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されています。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、耕運機3台、軽トラ2台と
農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が4人で、うち2人が農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、150日。

技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小さ

せる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の高宮正明委員、お願いします。

高宮正明委員 推進委員の高宮です。

権利者ともに、二人とも前から一緒に農家をやっていまして、間違いないということ、自分は分かっております。

事務局も、昔の二、三十年前に、自分のあれで知っているあれですから、ともに間違いないそうで、これから頑張って農家をやっていくということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字上人塚の1筆です。

地目は雑種地、現況が畑です。

地積は1,666平方メートル。

権利者も記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は賃借権の設定（駐車場）です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 1班班長、山崎です。

調査報告を申し上げます。

審査資料2番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所北側で、進入路は確保されております。

農地区分としては、市役所より300メートル以内に位置するため、第三種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、駐車場で、現在、駐車場が不足しており、新たに職員用の駐車場を増設する計画です。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場ということですが、申請面積は1,666平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では目隠しの設置要望があったため、設置を行う予定です。

雨水排水については、場内浸透処理を行います。

この計画を隣接土地所有者に確認したところ、問題ないとのことでした。

よって、隣接農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われます。

また、申請地は農振農用地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたので、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員、中嶋健次委員、お願いします。

中嶋健次委員 推進委員の中嶋です。

特に問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和4年度第11次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和4年度第11次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和4年度第11次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和5年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和4年度第11次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、神々廻字長堀の1筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は7,671平方メートルのうち3,000平方メートル。

設定する権利は、種類が使用貸借権。

内容が普通畑。

期間が2年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は100アール、更新です。

2番、神々廻字長堀の1筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は7,671平方メートルのうち4,671平方メートル。

種類は使用貸借権。

内容は普通畑。

期間は2年です。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は記載のとおり。

経営面積は192アール、更新です。

3番、木字南境の4筆です。

地目は畑。

4筆合計で9,852平方メートル。

種類は貸借権。

内容は樹園地です。

期間は5年。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は直接持参です。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおり。

経営面積は303アール、更新です。

4番、今井字向地の1筆です。

地目は田。

利用権設定面積は251平方メートル。

種類は使用貸借権。

内容は水稻。

期間は10年。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおり。

経営面積は28アール、新規です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

4番については新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 農業委員の今井です。

権利者、義務者双方にお話を伺ってきました。

当該地はとても狭く、耕作しづらいので、権利者所有の隣地と2枚を1枚にして、効率よく耕作するそうです。

現在、きれいに耕してありました。

問題はないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和4年度第11次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和4年度第11次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、6ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和5年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、河原子字木戸八の3筆です。

地目は畑、現況も畑です。

面積が3筆合計で1,671平方メートルです。

申請人は記載のとおり。

申請事由は生産緑地解除申請のため。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

生産緑地の取得のあっせんについては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、取得希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和5年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、8ページを御覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出になります。

続きまして、9ページを御覧ください。

9ページも農地法第3条の3第1項の既定による相続の届出になります。

続きまして、10ページを御覧ください。

10ページは農地法第5条第1項第7号の既定による農地転用の届出になります。

続きまして、11ページを御覧ください。

農地法の既定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

農地法第5条の既定による許可処分の取消願について。

こちらは全て許可処分が取消しになっております。

以上でございます。

それでは、表紙に返っていただきまして、（２）その他、3月の事前審査会、総会の日程について。

申請締切りが2月21日火曜日、事前審査会が2月28日火曜日。

第2班、午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が3月7日火曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2、3になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人